

第 85 回 調達価格等算定委員会

日時 令和 5 年 7 月 13 日（木） 9：30～9：53

場所 オンライン開催

1. 開会

○能村課長

定刻でございますので、ただいまから、第 85 回調達価格等算定委員会を開催いたします。

皆様におかれましては、朝のご多用のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日もオンラインでの開催でございますので、事務的に留意点を 2 点申し上げます。

1 点目です。委員の皆様方におかれましては、委員会中、ビデオをオフの状態にしていますようお願いいたします。また、ご発言のとき以外はマイクをミュートの状態にしていますようお願いいたします。

2 点目です。通信のトラブルが生じた際には、事前にお伝えしております事務的のメールアドレス、電話番号にご連絡いただければと思います。改善が見られない場合には、電話などでつなぐ形で進めさせていただきます。

それでは、事後の進行につきまして、高村委員長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高村委員長

皆さん、おはようございます。それでは、本日の会合を進めてまいりたいと思います。

本日はお手元の議事次第にありますとおりですが、まず前半に屋根設置太陽光の取扱いについて、そして後半に入札対象案件の認定手続の厳格化について、ご議論をいただきたいと思います。

まず、事務局から配付資料の確認をお願いできますでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。

インターネット中継でご覧の皆様は経産省ホームページにアップロードしておりますファイルをご覧いただければと思います。

配付資料一覧にありますとおり、議事次第、委員名簿、そして資料 1 といたしまして、屋根設置太陽光取扱い及び認定手続厳格化に伴う入札対象案件の取扱いについてを用意しております。

事務局からは以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

2. 議事

(1) 屋根設置太陽光の取扱い及び認定手続厳格化に伴う入札対象案件の取扱いについて

○高村委員長

それでは、早速ですけれども本日の議事に入ってまいります。

まず、事務局から資料1の屋根設置太陽光の取扱いについて、こちらのご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○能村課長

事務局でございます。資料1の前半部分のご説明になります。

おめくりいただきまして、資料の1ページ目をご覧くださいと思います。本日、全体といたしましては、冒頭で委員長からご紹介いただきましたとおり、二つのご議論を思っております。

一つが2023年度下半期以降の事業用太陽光の発電につきまして、本委員会で取りまとめられております意見を踏まえまして、地上設置／屋根設置の設置形態ごとのコスト動向を踏まえた形での区分で調達価格／基準価格が設定されているところでございます。この中で、不当に屋根設置の区分等の認定取得が行われることのないように、その外延を明確にし、適切に確認するとされているところでございます。この関係で、屋根設置太陽光の外延及び確認方法につきまして、前半のご議論をというところでございます。

後半はまた申し述べますけれども、関係審議会、大量小委の下にありますWGの下でご議論いただいております災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる関係法令の許認可につきまして、FIT／FIP制度の認定申請要件化すると、事前取得を求めるといった制度につきまして、現在2023年10月1日施行を念頭に準備を進めているところでございます。この関係で入札対象案件の取扱いについてのご議論、これは後半でございます。

まず、前半の屋根設置太陽光の外延及び確認方法につきまして、ご説明させていただきます。資料につきましては、3ページ目をご覧くださいと思います。

先ほど申し上げましたとおり、本委員会で取りまとめたいただきました形で、地上設置／屋根設置の設置形態ごとに区分をして、調達価格／基準価格が設定されているところでございます。その際、不当に屋根設置の区分等の認定取得が行われることがないように、その外延を明確にしておくことが重要というふうに取りまとめたいただいております。

その際、意見書の中でも、具体的には認定申請に際しまして、屋根設置であることを適切に確認するという観点、そういう際に建物表記の登記などの提出を求めるなど、対象発電設備の全体が当該建物に設置されていることを確認することということなどを盛り込んでいただいているところでございます。

こうした意見の取りまとめを踏まえまして、さらに具体的な要件ということの確認につ

きまして、本日ご議論を賜れればと思っております。

資料4 ページ目をご覧くださいと思います。

二つ目の四角に書いてございますとおり、不適切な認定申請による再エネ電気の不適切な買取りを防ぐという観点から、ここに掲げております三つの観点から適切な資料などの提出・確認というところが重要だと考えてございます。

一つ目が、①に書いてございますとおり、太陽光発電設備を設置する建物の構造などに関する適切な資料、また②太陽光発電設備の支持物、太陽光発電を支える支持物の構造などについての確認、また③太陽光発電設備の設置場所、これは意見の取りまとめにもありまして、全量が申請のあった建物の屋根に設置されているということの確認ということでございます。

こうした観点を踏まえまして、三つ目の四角に書いていますが、原則として、FIT／FIP認定申請時に下記の資料などを求めていますかどうかというものでございます。

一つ目が、上記①の関係でございますけれども、建築基準法に基づく検査済証の写しでございます。また、合わせまして、不動産登記法に基づく建物表題登記という形のもの。また、パネル設置図面ということが設置場所の関係では必要だということでございます。加えて、太陽光発電設備の全量が申請された建物、建築物の屋根の上に設置されていることを示す外観写真といったものも資料の提出を求めていますかどうかというものでございます。

加えまして、四つ目の四角に書いていますとおり、電気事業法に基づきまして使用前自己確認届出書、これは10kW以上2,000kW未満というもの、また、2,000kW以上につきましては、工事計画届出書について、これは提出を義務づけられているわけでございますが、こうした上記②の関係でございますけれども、太陽光発電設備の支持物の構造等につきまして、こうした使用前自己確認届出書ですとか、工事計画届出書が適切に受理されているということ、そういったことをしっかりと確認していくということでございます。

この中で、例で書いてございますとおり、事業者から電気事業法上のこうした届出書がしっかりと提出されているということについての写しの提出をさせることなどによりまして、確認をしてはどうかということでございます。

また、※1に書いてございますとおり、新規の建物などの検査済書の写しですとか建物登記、外観の写真などにつきましては、申請時点では建物が建設中の場合などの際には、運転開始時までには提出を求めるといった誓約を審査の段階で求め、実際に運転開始前までに提出を求めていくということが併せて必要になるというふうに考えてございます。

また、加えまして、※2でございますけれども、検査済書を保有しない者ですけれども、その場合、完了検査の日付ですとか、こうした検査済書の交付者などの記載されている処分等の概要書の提出をもって代えることも可能とするといったことなども、手続的には可能としたいというふうに考えてございます。

資料の5ページ目をご覧くださいますと、事業の適切な対応を担保するために、下記について手続をしっかりと明確化しておきたいと考えてございます。

(1) ですが、必要書類の不備への対応ということでございます。先ほど申し上げたとおり、新設の建物などの検査済書の写しなどにつきましては、申請時に用意できないといった場合がございます。それについては運転開始時までに提出すること、まず申請の段階で誓約を出していただくということでございますけれども、こうした誓約に基づく関係資料の提出がないまま運転を開始しているという場合には、認定計画に従って事業を実施する義務に反しているということでございますので、行政手続法上の手続を踏まえた上で、認定の取消しを行っていくということが必要だと考えてございます。

また、(2) ですが、太陽光発電設備の屋根以外への設置への対応ということでございます。これも外観写真やパネルの建物への設置場所を確認していくということですが、パネルが一部でも建物に設置されていないという場合が確認された場合には、これも認定計画に従って事業を実施する義務に反していると認められますので、行政手続法上の手続を踏まえた上で認定の取消しを行っていくということだというふうに考えてございます。

また、屋根設置区分につきましては、建物の立入検査などを必要に応じて、しっかりと実施していくということで、認定申請時に提出された図面や外観写真などを基に、全量がしっかりと申請があった建物の屋根の上に設置されているかといったことについては検査していくということを想定しているところでございます。こうしたことをしっかりとやってはどうかというものでございます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。こちらは今年の2月ですが、この委員会の意見を踏まえて屋根設置太陽光の区分の外延とその事業、あるいは事業申請の適切な確認方法についてご説明いただきました。

それでは、この議題につきまして委員の先生方からご意見、ご質問などがありましたら、お願いしたいと思います。通例でありますけれども、T e a m s のコメント欄に書いていただきたいと思いますが、4人の限られた人数の先生方ですので、それぞれ順次ご発言をお願いしたいというふうに思っております。もし、何か音声等のトラブル等々がありましたら、事務局宛てにご連絡いただきたいと思います。

それでは、大変恐縮ですが秋元委員、お願いできますでしょうか。

○秋元委員

秋元です。ご説明いただきまして、ありがとうございます。また、屋根設置の太陽光ということで、確認方法に関してご検討いただきましてありがとうございます。

やはり高い価格で買い取るということに決めたので、そういう面では不正がないようにしっかりと確認していくということは重要だというふうに思いますので、今回事務局からご提案いただいた内容は適切な案だというふうに理解しましたので、賛成いたします。

いろいろとやっぱり、たくさんの業者さんがいらっしゃる中で、全員が全員、善良な形ばかりではないと思いますので、こういったちょっと過剰かなと思うところもありますし、行

政的なコストがかかったりするところもあるかと思いますが、こういう形でやるということとは重要だというふうに思いますので、賛成でございます。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、続きまして安藤委員、いかがでしょうか。

○安藤委員

安藤です。本年度もよろしくお願いします。私からは二つお話ししたいと思います。

まず最初に、屋根設置はコストが高いということで、高めの価格で買い取ると。そのためには適切な確認方法が求められるというのが、今の話だったと思っています。

簡易的な建物の上に載せるなどは認められないということですね。価格の上乗せのメリットを享受するために、例えば費用が非常に安い簡易な構造の上に載せる。こういう不適切な行動を防ぐために何ができるかということで、今回ご提案いただいた内容は的確な対応かと思っています。

今回の話を超えての課題としてですけども、今、既存の建物の上に載せるという話と、新たな建物を建てる際に、その上に設置するというものを区別せずに話をしていると承知しております。ただ、コストの構造などを考えたときに、既存の建物の上に載せようと思うと、安全性を確保するために、また重量物を上に載せるという観点から、一定のコストをかけて手直しが必要であるかもしれないなど、そういうことを考えたときに、一律のルールで適切なものかというのは、少し長い目で見ては議論の余地があるのかなと思っています。一律の水準を設定しておけば、割が合う案件が進められるという意味で、コストベネフィットの面で優位なものが導入されるというのは、確かに考えておくべき視点だと思いますが、今後どのような形で屋根設置というものが進められていくのか、その実態を見ながら、フォローアップも必要かと思っています。

もう一点、5ページ目の認定取消しのところなんですけど、不適切な事例というものが、どういう形で出てくるのか、まだ現時点では違反事例みたいなものを写真で、こういうものは駄目ですよと示すのは難しいとは思いますが、例えば限界事例をイラストなどで、こういうのは一見よさそうだけど駄目ですよとか、こういうのは、例えばパネルが一部でも建物に設置されていない場合に当てはまりませんよみたいな判断基準みたいなものが、うまく例として示されていると、事業者の方も、どういう形で進めていけばいいかということが、予見可能性が高まるという観点で有益かなと思っています。

例えば、少し考えてみた例なんですけれども、屋根の方が、横から見て凹のような形をしているときに、横から見たときにへこんでいるような形をしているときに、へこんでいるところは屋根に沿って設置するのか、それとも上に平らに設置していいのかとか、建物に設置されていない場合というのが、建物から外にはみ出しているということなのか、宙に浮いているのかとか、日本語というのはいろいろなふうに捉えられるので、例を示していただくと

分かりやすいかと感じています。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、続いて大石委員、お願いできますでしょうか。

○大石委員

大石です。聞こえておりますでしょうか。大丈夫でしょうか。

○高村委員長

はい、聞こえております。

○大石委員

ご説明ありがとうございました。私も事務局のお示しいただきました方向性で、基本的には賛成いたします。

ただ、気になっておりますのが、4ページにありました書類の提出につきましてです。事前に出せるものと、それから逆に設置した後に、例えば設置した写真を撮って提出しなければいけないものと、二種類の書類があるように思います。

申請時というのは、皆さん、きちんと提出されると思いますが、設置した後の確認が漏れなく行われるように、書類の提出について、分かりやすく申請者にお示しいただければと思います。

あと今、安藤先生もおっしゃいましたけれども、言葉で書いているだけでは、なかなか具体的に何が認められて、何が駄目なのかというのが分かりにくいと思いますので、具体的な図ですとか写真ですとか、そういうものを示すことによって、申請者が間違わないように、戸惑わないような準備も必要かと思いました。

それから、直接は関係ないのですが、これは大量導入小委の下のパネルの廃棄・リサイクルのワーキングでも話し合われていることだと思いますが、やはりFIT／FIPのものも含めて、今後も太陽光のパネルがかなり増えることを考えますと、全体としての台帳のような、どこに、いつ、どういう種類のパネルが設置されているかというものがきちんと目で分かるような、そういう資料の準備も、ぜひ今後に向けてお願いできればというふうに思いました。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

それでは、松村委員、お願いできますでしょうか。

○松村委員

松村です。聞こえますか。

○高村委員長

はい、聞こえております。

○松村委員

発言します。

今回の整理で、一つ気にしている点があります。今回の整理では、例えば駐車場に屋根を作って、その屋根の上にパネルを載せる類いのものは、今回の整理だと、基本的に入らない、この分類にならないということが明確に出されたと受け止めています。

その整理が間違っていないと思うのですが、私自身は、まだ少し迷っている。そのような形態のものは、すべからず排除されるべきなのか、あるいは入れられるべきなのかに関しては、まだ自分でも判断が付きかねている。

今回の整理は、基準を緩めると、予想もしないような脱法的な行為が頻発して、この分類に不適当なものが多く入ってきてしまうリスクと、厳格な条件を要求することによって、せっかくこの分類を設けたのに、むしろ抑制してしまわないかという懸念。この2つの綱引きというかトレードオフで、それで思いもかけないような脱法行為が頻発することを防ぐことに、より重きを置かれた整理であると思います。

事業のスタート地点として、このように整理するということは合理的だと思いますが、繰り返して申し訳ないのですが、既存のほかの用途に使っている土地は有効に利用するというのを優先する発想、その場合には、必ずしも日照などの条件が最もよいところというので選べるわけではないとか、そういうようなこと、だからコスト高になる側面もあるということを見ると、今回のものが確実に排除されるべき、とまでは言えないと思います。今後そのようなものに広げる余地はないのかを精査していただければと思いました。つまり今回の整理によって、もうそれを締め出すと決めたのではなく、一旦この整理で始めるということだと理解しています。

次に、厳格な要件を求める、それから厳格な手続をするということのメリットとデメリットを考えると、価格差もとても重要。つまりここで優遇されるものと、そうでないものの価格差が大きければ、脱法的なことをしてでも、こちらの分類にしようというインセンティブが強くなって、その結果として、脱法的なものが入ってくるおそれがより大きくなる。だから厳格な手続が必要になるという面はあるのだと思う。この価格差は、仮に存在していたとしても、かなり小さくなれば、脱法的な行為をしてでも有利な分離にしようとする誘因が小さくなる。今後、価格をどうしていくのかの議論をする際には、その点も頭に入れながら、価格を将来的に決定していくべきだと思いました。

以上です。

○高村委員長

ありがとうございます。

今、4人の委員の先生方からご意見をいただきました。

私自身も先生方のご意見と同じですけれども、本日事務局からご提案いただいた屋根設置太陽光について、今年2月の委員会の意見を踏まえての区分の外延の明確化、それから、それが実際にしっかり適切に申請され、事業が行われているかの確認方法について、大筋の

ところ、ご提案に異論がございません。

先ほど松村委員に前半におっしゃっていただいた点、同じように感じていまして、今回、例えばカーポートのような案件というのは対象に入っていないわけですが、当然FIT/FIP買取制度の下で対象としないということで、その導入にももちろん制約があるわけではございません。再エネの最大限導入の観点からいくと、今回、事務局は慎重な形で、法に則したといいましょうか、買取区分の定義に沿って事業が行われるということを担保する、非常に慎重なスタートを切るというご提案だと思いますけれども、改めて実際に実態を踏まえて検討する余地があるのではないかというふうに思います。

それでは一度、事務局に委員の意見を踏まえてお答えいただけるところがあればいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。各委員の先生方、ご指摘をありがとうございました。

安藤委員、大石委員からも、まず新設・既設について、その実態を踏まえた取扱いも含めて、これは恐らくコスト構造もそうですし、手続面でも今後変えていく必要があるのかということなどについても、そこをしっかりと把握できるように、新設・既設のところについて区別する形の申請と、そこが分かるような形での申請ということの工夫などをする中で、しっかりと屋根設置区分の中での実態について、より把握できるような工夫もさらにしていきたいと思ってございます。

また、合わせまして、限界事例全てをお示しするということは、なかなか難しいのでございますけれども、幾つか我々は実際の実務の観点から、この申請に向けて、本日ご指摘いただいたような、分かりやすく具体的に示せるということ、これは一般的な屋根設置というものはどういうものかということとほぼ同義ではございますけれども、しっかりと、こうしたものは明確に駄目なんだよということなどが分かるようなものなどについての工夫ということも、事務的には検討してまいりたいと思ってございます。

また、大石委員から、審査の中で誓約をして、実際に発電開始までに提出するという点について、漏れなく提出されるように、しっかりと、こうしたプロセスの中で何か足りていないのかということなどについて、当然誓約書の中で記載されるわけではございますけれども、そこについて事業者側にも適切にアラートできるようなことなどについても、我々としても検討していきたいと思っておりますが、基本的にはそういう書類が不備な場合には、売電をしていく、もしくは電気を買っていくというところについて、そのまま流れていかないように、実務的にも工夫していく必要があるのかなというふうに考えてございます。

また、台帳などにつきましては、FIT/FIP以外の太陽光パネルなどについての確認ということもやっていく必要がございますので、これはまさに廃棄・リサイクル検討会などを含めましてFIT/FIP制度、またNon-FIT/Non-FIPのところの対応も含めた形の中で、リサイクル制度の在り方などの議論の中で、パネルをどういう形で管理して把握していくのかということの中で、しっかりと適切に対応してまいりたいと考えて

ございます。

松村委員から、前半でご指摘いただいたところでございます。また、高村委員長からもご指摘いただきましたけれども、本日事務局からご説明させていただきました資料の4ページ目に書いてございますけれども、不動産登記法に基づく建物登記というところで、この場合は壁などを有する建物ということが登記では求められてまいりますので、そういう観点から、ソーラーカーポートなどで壁とかがないという形のものなどというところが、今回この観点からは対象になり得ないというところのご指摘を松村委員からいただいたというふうに理解をしております。

もちろん、ソーラーカーポート全体で駄目とか、いいとかというのではなく、今回確実に建物というところの上に載せていくという観点から、それを確認していく上で必要な書類という中で、もちろん、そういう中で建物、壁などを有する上にカーポートという形であれば、当然こういった要件を満たすということでございますので、こうした対応を、必要な書類をそろえられるということであれば、その対象になってくるということではございます。

したがって、また、そういうことでございますけれども、今後、両委員からご指摘いただいたとおり、どういったものが建物の屋根設置として適切なのかということについては、さらに検討を進めていくということでございますので、何かしら確実に排除されるとか、されないということではなく、しっかりと実態を踏まえた適切な観点から、実務としてもそこを確認できるものは一体何なのということなど、実務実行上の履行を担保していくというものの観点も含めて、適切な対応を考えていきたいと思っております。

また、松村委員の後半のご指摘でございましたけれども、今後価格のご議論を今年度もいただくわけでございますが、こうした実務的な観点も含めたところも、当然価格の議論、コストベースの議論がまずありきということでございますけれども、こうした実態上の観点などにつきましても、必要に応じて準備をさせていただきたいと思っております。

あと高村委員長から、屋根設置というところで、先ほど申し上げた手続の書類を出していただくということでございますが、そこに該当しない場合には、一般的な野立てという形の太陽光の区分のところに該当するというところでございますので、FIT／FIPの対象の外で、例えばソーラーシェア、ソーラーカーポートがあるというわけでは必ずしもありませんので、そこはFIT／FIPを選択する場合には、この手続にのっとって、該当するのであれば、屋根設置区分ということの申請もあり得るでしょうし、そうでない場合には、当然野立てというところの区分での申請ということも可能であるということだけは申し添えさせていただきます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長

ありがとうございます。すみません、私の言葉が足りないところがありまして、申し訳ありません。ありがとうございました。

今いただきました議論で、屋根設置太陽光について、事務局から提案がありました申請時

の適切な書類の提出、それから立入検査、認定取消等も活用して、しっかり事業者にご対応いただくよう担保するという方針、考え方、方策につきまして、おおむね委員の異論がなかったというふうに思います。

以上、確認し、次の議題に移ってまいります。

続きまして、後半ですけれども、認定手続厳格化に伴う入札対象案件の取扱いについてご議論をいただきたいというふうに思います。

それでは、事務局からご説明をお願いできますでしょうか。

○能村課長

事務局でございます。先ほどの資料1の後半でございます。資料の7ページ目をご覧ください。いただければと思います。

7ページ目でございますけれども、本年2月に大量小委の下に設置されております長期電源化・地域共生WGの中間取りまとめというものにおきまして、災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わる森林法の林地開発許可ですとか、盛土等規制法の許可、砂防三法における許可につきまして、周辺地域の安全性に特に強く関わるということ、また、一度許認可の対象行為が行われる場合には、原状回復が困難ということもありますので、FIT/FIP認定の申請要件という形のご議論をまとめていただいております。

また、こうした中間取りまとめを踏まえまして、本年5月の同ワーキンググループのご議論におきまして、上記①～③の許認可につきましては、一定の周知期間を設け、速やかに施行するということの取りまとめをいただいております。

また、この①～③以外の許認可につきましても、許認可による保護法益などのご議論を踏まえて、認定手続の厳格化の対象とすべき理由が確認されるという場合には、同様に、その許認可につきましてFIT/FIP認定の申請要件化ということを検討していこうというふうに取りまとめいただいております。

まず、上記①～③の許認可につきましては、FIT/FIPの認定申請要件化という形の省令改正を行うこととなります。ここにつきまして、現在準備をしているところでございますけれども、事業者の方々への周知、また自治体への周知なども含めまして、一定の周知期間を設けながら、速やかに施行していくというところでございまして、2023年10月1日を念頭に、必要な省令改正などを準備していく方向で作業を行っているところでございます。

こうした同ワーキンググループでの議論におきまして、こうした手続を行っていくということに加えまして、パワーポイントでのご紹介で恐縮でございますが、資料の9ページ目でございます。

入札案件につきましては、本算定委員会におきましてもご議論をいただくことになるわけでございますが、こちらの長期電源化WGにおきましては、二つ目の黒丸に書いてございますとおり、入札案件については、入札参加時ではなく、認定申請までに許認可を取得することを求めているということのご議論をいただいております。

また、三つ目の黒丸に書いていますけれども、事業者の予見性を確保する観点からは、一

定の場合、経過措置を設定してはどうかといったご議論をいただいております。具体的には、入札外の案件につきましては、施行前に不備なくF I T／F I Pの認定申請が行われたものということでございます。先ほどの施行というところは、現在10月1日に向けて準備をしているところでございますので、例えば10月1日前に不備なくF I T／F I Pの認定申請が行われているという場合には、経過措置の対象というふうにしてはどうかというものでございます。

また、入札案件につきましては、二つ目の矢羽根に書いていますけども、入札に参加するには、事業計画受付締切りまでに事業計画を提出する必要があることになっていきますので、施行前、10月1日を予定していますが、その前に事業計画受付期間の締切りが到来するものについては経過措置の対象にしてはどうかといったご議論をいただいているところでございます。

こうしたご議論を踏まえて、本日、特に入札案件に関することにつきましては、算定委におきましてもご議論を賜れればと思っているところでございます。

資料の10ページ目でございます。先ほど、資料の9ページ目で申し上げたところの確認的な記載もございますけれども、一つ目の四角に書いてございますのは、先ほどの9ページにありますとおり、入札対象案件につきましては、再エネ長期電源化・地域共生WGにおきましては、入札参加時ではなく認定申請時までに許認可を取得するということを求める方向性が示されておりまして、二つ目の四角に書いていますとおり、落札後、認定申請までの間に許認可取得ができなかった場合には、事業者の帰責性によらず、落札者決定を取り消すということを前提に、認定申請時までに許認可取得を求めるという形にしたかどうかということでございます。

また、経過措置の関係が後段でございます。三つ目の四角に書いていますが、先ほども資料の9ページ目でご説明申し上げたとおり、そのワーキングにおきましては、まず入札対象外の案件については、施行前に不備なくF I T／F I Pの認定申請が行われた場合に限って、一定の経過措置が設定されるというご議論をいただいたところでございます。

算定委におきましては、入札対象案件をご議論いただくことになってございますけれども、入札対象案件につきましては、事業計画受付締切りまでに事業計画を提出する必要があるというところでございますので、WGでのご議論などの方向性も踏まえまして、施行前に事業計画の受付締切りが到来するものについて、経過措置の対象としてはどうかというものでございます。

具体的には、次のスライドの11ページ目をご覧くださいと思います。

今年度、2023年度の入札実施スケジュールの一覧でございますが、先ほど申し上げました、例えば第16回と第17回の太陽光の入札でございますが、例えば第16回の太陽光の入札におきましては、既に入札結果は終わっているわけですが、落札も終わっているわけですが、事業計画受付締切りは5月12日になっているということ。先ほど申し上げた省令などの施行を10月1日に予定してございます。それより前に、事業計画の受付締切り

が到来しているというものの、したがって、経過措置の対象としてはどうかというものでございます。同じように、第17回の太陽光につきましても、事業計画受付締切りが7月14日ということでございますので、経過措置の対象としてはどうかというものでございます。

また、一番右側の列でございますが、第3回の陸上ですとか、第2回の着床式洋上風力（再エネ海域利用法適用外）ですとか、第6回バイオマスにつきましても、事業計画受付締切りが9月22日になっていきますので、これも10月1日施行であればその前という形になるものですから、こうした下線、星印がついているものにつきましては、本年度経過措置の対象としてはどうかというものでございます。

それ以外のものにつきましては、例えば第18回、第19回の太陽光、また、第3回の陸上風力を踏まえた追加の陸上風力の入札などにつきましては、10月1日の施行後に事業計画を受付締切りを迎えるということになると思いますので、そのルールが適用されるという形の整理にしてはどうかというところでございます。

今申し上げたことを文字に起こしたものが、10ページ目の一番下の五つ目の四角でございます。

省令などの改正が10月1日に施行されたという場合におきまして、2023年度中に行われます入札のうち、第16回、第17回の太陽光入札、陸上風力入札、着床式洋上風力入札（再エネ海域利用法適用外）、そしてバイオマス入札が経過措置の対象となるというものでございます。

※1に書いてございますとおり、先ほど申し上げたスケジュール表でご説明したとおり、第18回、第19回の太陽光入札、陸上風力の追加入札、また、当然ですけれども来年度以降の入札案件につきましては、認定手続の厳格化の対象（経過措置対象外）となるというものでございます。

また、※2でございますが、ちょうど再エネ海域利用法の関係でございますが、本年6月30日に第2ラウンドの締切りがあったところでございますが、この第2ラウンドの対象になってございますものにつきましては、先ほどの入札対象案件の事業受付締切りのところとの議論の整理の考え方にのっとりまして、既に公募占用計画の提出期限が到来しております第2ラウンドにつきましても、前述の経過措置の対象とするということが適切ではないかというものでございます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長　ありがとうございます。

それでは、ただいまいただきました事務局からのご説明を踏まえて、委員からご議論をいただければと思います。こちらは大変恐縮ですけれども、委員の先生方に一巡にご発言をいただこうと思います。

それでは、恐縮ですけれども秋元委員、お願いできますでしょうか。

○秋元委員　ご説明いただきましてありがとうございます。

これ、他の委員会でも検討いただいたもののご提案ということでもありますし、内容も適

切にまとめられておりますので、全く異論ございませんので、この方向で進めていただければと思います。

以上です。

○高村委員長 ありがとうございます。

それでは安藤委員、いかがでしょうか。

○安藤委員 私も今回の整理、また経過措置の扱いも含めて、適切な対応だと考えています。異論等はありません。

この話は、災害の危険性に直接関係を及ぼす土地開発について、法律に従って的確に対応していただくと、事業規律の強化を図るというのは今、とても求められていることかと思えます。例えば太陽光パネルが、台風が来るだとか大雨のときに崩れたりすると、その地域に悪影響を与えるだけでなく、再エネが社会に受け入れられるということの阻害要因になってしまう可能性もあると思います。そのため、今後の普及のためにも認定手続の厳格化、これは必要不可欠だと思っています。

私からは以上です。

○高村委員長 ありがとうございます。

それでは大石委員、お願いできますでしょうか。

○大石委員 大石です。ご説明ありがとうございました。

私もワーキングで示された方向性について、異論はありません。9ページの一番下の※で書かれておりますところですね。「経過措置の対象となる案件であっても、関係法令を遵守し」ということについては、本当にこれから再エネがさらに増えていくために、地域の方たちからの理解というのは必須のもので、この点についてはきちんと考慮いただきたいと思います。

それからすみません、1点質問ですけれども、10ページのところで、三つ目の四角「一定の経過措置が設定されることとされている。」というところ。「一定の経過措置」というと、どのくらいの期間かもし決まっているのであれば、ここの説明をちょっといただけるとありがたいかなと思いました。経過措置というものの、あまり長過ぎてもと思いますので、どのようなお話になっているのか聞かせていただければと思いました。

以上です。

○高村委員長 ありがとうございます。入札対象外案件の経過措置について、後でまた事務局からご説明をお願いしたいと思います。

それでは松村委員、お願いできますでしょうか。

○松村委員 松村です。他の委員の意見に付け加えて発言することはありません。今回の整理、もつともだと思いますので異議ありません。

以上です。

○高村委員長 ありがとうございます。

今、委員の皆様方からもありましたように、私もお提案について異論はありません。

今、ご質問が若干出ておりますので、もしよろしければ事務局にお答えをいただいてもよろしいでしょうか。

○能村課長 事務局でございます。

まず、大石委員から適切にご指摘いただいています9ページ目の※のところ。これ、ありがとうございます。まさに経過措置の対象となる案件でありまして、当然工事の際、もしくは売電までの間に関係法令を遵守した上での工事の着工ですとか、関係法令を全てクリアした上で売電という形になりますので、経過措置というのは、今回の申請時に事前に届くかどうかというところにおいての経過措置ということでございますので、大石委員のご指摘のとおりで、しっかり関係法令を遵守、これ計画対象のものであっても当然にF I T制度におきましては求めておりますので、事務局からも重ねて説明させていただきます。ありがとうございます。

また、資料の10ページ目でございますけれども、三つ目の四角に書いてございますが、この施行前に不備なくF I T／F I P認定申請が行われた場合には、経過措置の対象とするよということでございまして、この「一定の」というところは、何か時間軸的なものとか、そういったものを意味するものではございませんで、経過措置を施行前のF I T／F I Pにつきまして、不備なく申請された場合には、今回は事前の許認可取得の対象にはしないということの以上でも以下でもございませんで、すみません、そういう意味で言うと、端的にこういった場合に限り、経過措置が設定されるということのほうが適切だったと思います。ご指摘ありがとうございます。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長 ありがとうございます。今の事務局のお答えを受けて、特にご発言をご希望の委員はいらっしゃいますでしょうか。

○大石委員 すみません、大石です。ありがとうございます。了解いたしました。

○高村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの議論を踏まえまして、入札の実施指針につきまして、本日の調達価格等算定委員会ですけれども、この委員会では、まず第一には、認定申請時までを求める関係法令の許認可取得について、入札対象案件について、入札参加資格として、入札実施前に求めるのではなく、認定申請時までを求めるという点。それから二つ目には、認定申請時までに関係法令の許認可を取得できなかったことについて、落札者の決定の取消事由として追加するという点であります。そして三つ目が、この入札実施指針の変更について、認定申請時までに関係法令の許認可の取得を求める施行規則の施行日後に、事業計画受付締切りが到来する入札から適用するというご提案だったと思います。それより前の入札については、これまでどおりの従前の例によるとするという、こうした経過措置を設けると。おおむね3点のご提案を今回、事務局からいただいておりますが、異論がなかったというふうに思います。

もし、委員からそのようなことで追加的にご発言のご希望がなければですけれども、入札

実施の変更につきまして、本委員会の意見を取りまとめたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、事務局から意見案についてご説明をお願いしますでしょうか。

○能村課長 事務局でございます。今、画面投影をさせていただいております意見案でございますけれども、本日のこのご議論を踏まえまして、できる限り速やかに経産省のホームページにアップロードいたしますので、アップロードされ次第、また資料のご確認をいただければと思っております。

資料でございますが、入札実施指針の変更に関する意見（案）ということでございます。全体の最初のパラグラフにつきましては、再エネ特措法に基づく入札実施指針の変更に関して、算定委員の意見の取りまとめを行ったというもの、経産大臣におかれてはこの意見を尊重し、入札実施指針の変更を行うことを求めると。また、パブコメなどを実施した結果として、本意見の内容と異なる決定をするときには、事前に本委員会の意見を聞くように求めるというものでございます。

まず、中身でございます。1 ポツです。

入札参加資格に関する基準ということで、再エネ特措法に基づく施行規則の規定に基づきまして、認定申請時に求める関係法令の許認可、これは下にフットノートの一つ書いてございますが、①から③に書いていますとおり、森林法に関するものから砂防三法に関する許可というもので、この三つに関するものでございますが、こうした関係法令の許認可の取得に際し、入札対象案件については、認定申請時までを求めるというものでございます。

また二つ目ですが、落札者決定の取消し事由ということでございます。

施行規則の規定に基づき、認定申請時まで取得を求める関係法令の許認可を、認定申請時まで取得できなかったことにつきまして、落札者決定の取消し事由に追加するというものでございます。なお、フットノートの2に書いてございますが、入札案件のうち、法令または条例に基づく環境影響評価の手続の対象になる風力事業につきましては、既に先ほどのWGにおきましてもご議論いただいておりますけれども、認定後に取得することを認めるということで、認定から3年以内に当該許認可を取得することを条件とした条件付き認定を行うこととなっております。したがって、認定から3年以内に許認可取得を終えることができなかった場合には、認定取消しとともに落札者決定を取り消すという形になってございます。

3番、施行時期のところでございます。

認定申請時までに関係法令の許認可の取得を求める施行規則の施行日後に事業計画の受付締切りが到来する下記の入札から適用するということ、それより前の入札につきましては、なお従前の例によるとして経過措置を設けるものでございます。適用というところにつきましては、太陽光については第18回入札以降というものの、また、陸上風力・着床式洋上風力・バイオマスにつきましては、令和6年度に実施される入札から適用されるというもの

でございます。なお、それぞれフットノートの4、5に脚注で書いてございますけれども、陸上風力につきましては、追加入札が行われる場合には、この適用がされるというものでございます。また、着床式洋上風力につきましては、再エネ海域利用法適用外の入札のことを指しているということで、先ほどご議論いただいたところの内容となっております。

事務局からは以上でございます。

○高村委員長 ありがとうございます。

ただいまご説明をいただきました意見案についてであります。基本的に、先ほど資料1の後半で議論をいただいたものをまとめていただいていると思いますけれども、こちらの意見案につきまして、ご意見あるいはご質問などがございましたら、こちらはすみません、ご発言をお願いできればと思います。手挙げ機能、あるいはチャットでご発言の希望をお知らせいただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。先ほどの議論で了承が得られた内容を、適切に原案としてまとめていただいていると思います。したがって、ご提案いただいている説明いただきました本意見案につきまして、この委員会の意見として決定するということでご了承いただいたということとしたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、意見案について委員の皆様の合意が得られましたので、今後この意見を尊重する形で、経済産業大臣が入札実施の変更案を作成し、パブリックコメントなどを実施することになります。事務局におかれましては、こうしたご対応についてお願いしたいと思います。

これは従前のとおりでありますけれども、仮にこうしたプロセスの中で、本日取りまとめたいただきました委員会の意見の内容から変更が必要ということになる場合には、改めて委員会でご議論いただくということになります。その場合には、改めて事務局から連絡をさせていただきますと思います。

本日予定しております議論は以上でございますけれども、何か委員からご発言のご希望はございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日は朝早くからお集まりいただき、大変貴重なご意見をいただきました。改めてお礼申し上げたいと思います。

それでは事務局から、次回の開催についてご連絡をお願いできますでしょうか。

○能村課長 事務局でございます。

次回の委員会につきましては、8月以降になりますけれども、また日程が近づきましたら経産省のホームページなどでご案内させていただきたいと思います。

以上でございます。

○高村委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の第85回調達価格等算定委員会については閉会したいと思います。委員の皆様、事務局の皆さん、どうもありがとうございました。

以上で閉会いたします。ありがとうございます。